平成２１年（フ）第７７３号
長崎市岩屋町43番33号、従前の住所神戸市中央区宮本通６丁目１番23号　Ｔ・ＣＵＢＥ２号室
債務者　西川　　繁
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５１号
神戸市垂水区西舞子４丁目９番17号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1478番地の１
債務者　中戸　千晴
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８０号
神戸市東灘区深江北町１丁目11番26―301号
債務者　神川　秀一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８６号
神戸市北区日の峰５丁目10番地の１　１―206号、従前の住所神戸市北区桂木３丁目28番地の１　Ｃ―509号
債務者　岸　　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３３号
神戸市須磨区高倉台２丁目13―10―12、住民票上の住所神戸市須磨区須磨浦通６丁目４番11号　須磨浦ビラー　５－Ａ
債務者　小野　兼昭
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７７号
神戸市東灘区深江南町３丁目７番23号
債務者　吉田　周平
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９３号
神戸市灘区灘北通８丁目２番１―601号
債務者　友沢　江美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４４号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目４番地３棟1009号
債務者　川﨑　和代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６４号
神戸市垂水区霞ヶ丘６丁目４番36―104号
債務者　定浪　道代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２７５号
神戸市北区有野中町３丁目３番11―112号
債務者　信田　康夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１２号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番22―704号
債務者　藤田　政治
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１４号
神戸市長田区上池田４丁目４番５号
債務者　髙原　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江2132番地２
債務者　武本　美保
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６８号
佐賀県鹿島市大字高津原3801番地２
債務者　不動寺優一
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６９号
佐賀県鹿島市大字高津原3801番地２
債務者　不動寺明子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２７０号
佐賀県伊万里市松島町971番地
債務者　中島　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２７１号
佐賀県伊万里市立花町2130番地17
債務者　原　　将基
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２７３号
佐賀県武雄市山内町大字大野9069番地
債務者　中村　由美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部